

第2部課程第167期（平成25年5月9日～7月17日）

課 目 名	6-4 自治体訟務（住民訴訟）
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	弁護士 松崎 勝 ＜プロフィール＞ 昭和46年10月 司法試験合格 昭和47年 3月 東京大学法学部卒業 昭和47年 4月 司法研修所入所 昭和49年 4月 判事補佐官（横浜地方裁判所） 昭和52年 3月 判事補退官 昭和52年 4月 弁護士登録（第1東京弁護士会）
ね ら い	近年、自治体の支出に対する住民の目が厳しくなっており、住民監査請求や住民訴訟への対応もますます重要となっている。 本講義では、住民訴訟の訴訟要件などにかかる具体的な判例を通じて、住民訴訟の基礎を理解することをねらいとする。
講 義 概 要	第1 はじめに一地方公共団体と訴訟 第2 社会生活と法律—法律の基本（意思主義）について 第3 我が国の訴訟（裁判）制度について 1. 訴訟（争訟）とは？、2. 法律の解釈について、3. 判例について、 4. 訴訟（裁判）についての雑学 第4 自治体訟務について 1. 訴状が送達された場合の対応、2. 第1回口頭弁論期日について 3. その後の進行、4. 証人調べ、5. 判決言渡、 6. 判決に対する不服申立 第5 おわりに 1. 裁判において最も重要なこと—事実の確定 2. 証拠について—証明力について、3. 訴訟に対する心構え
受講上の注意	なし
使 用 教 材	講義レジュメ
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし